

認定特定非営利活動法人さぬきっずコムシアター
ボランティア受入規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人さぬきっずコムシアター（以下「団体」という。）におけるボランティアの受入れにより、子育て家庭やそれを取り巻く環境作りの支援の充実を図ることを目的として、受入れ及び活動等について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、ボランティアとは、団体の事業責任者（以下「事業責任者」という。）の要請に応募した者（個人・団体）及び本人からの申し出があった者（個人・団体）であって、次のボランティア活動の原則を踏まえた者をいう。

- (1) 活動が個人の自由意志に基づくこと。
- (2) 精神的報酬を得る活動で金銭の報酬を期待しないこと。

(ボランティアの受け入れ方法)

第3条 事業責任者は、ボランティアを受け入れるときは、ボランティアからあらかじめ活動可能な時期、内容等活動希望を確認し「ボランティア申込書」を求めるものとする。

2 事業責任者は、前記の活動希望を受理した後、当該ボランティア活動等の内容を検討した上、団体運営に支障がないと認めるときは、ボランティアを受け入れることができる。ただし、事業責任者は、ボランティアを受け入れることが団体運営上適当でないとき認められるときは、ボランティアに対し、理由を付して受け入れを拒むことができる。

3 事業担当者は、ボランティアを受け入れる場合、団体及びボランティアが互いに守るべき内容について確認をするために、ボランティア活動の確認書（別紙1）及び誓約書（別紙2）を交わすものとする。

4 ボランティア活動が継続的に行う活動でない場合（イベント等）は、上記の手続きを省略することができる。

(活動への協力)

第4条 事業責任者は、ボランティアを受け入れるときは、活動に対して次の各号に掲げる協力を行う。

- (1) ボランティアに対し相談及び助言を行うこと。
- (2) ボランティア活動の場所及び休憩場所を提供すること。
- (3) 食事や飲み物の提供を行うことが可能な場合は、その提供を行うこと。
- (4) その他、事業責任者が特に必要と認めること。

(活動の注意事項)

第 5 条 団体は、ボランティア活動を行う際の注意として、次の各号に掲げる事項をボランティアに要請する。

- (1) 自分にあった無理のない活動を選ぶこと。
- (2) 集合時間等、約束の時間を守ること。
- (3) 引き受けた活動の実施について責任を持つこと。
- (4) 関わりをもった人の個人情報及びプライバシーを守ること。
- (5) 対等の立場で行動すること。
- (6) 仲良く、和やかに、楽しく進めるように努めること。

(活動の内容)

第 6 条 団体は、ボランティアが参加できる活動として、次の各号に掲げる内容を要請する。

- (1) 子ども体験事業等の自主事業の補助
- (2) 地域子育て支援拠点事業「コムコムひろば」での支援活動
- (3) 放課後子供教室「どっきん☆くらぶ」での小学生の体験補助
- (4) 施設内外の環境整備に関わる活動
- (5) 夏・冬フェスタ等イベントの準備や当日の活動

2 上記以外の活動の必要性が生じた場合や、ボランティアにより提案された新しい活動については、事業責任者とボランティアで調整を図りながら実施する。

(実費弁償費の支払)

第 7 条 事業責任者は、ボランティアが活動の準備や移動等にかかった費用相当を弁償するため、実費弁償費を支払うことができる。

(活動中の事故防止等)

第 8 条 事業責任者は、ボランティアを受け入れるにあたって、事故等の発生を防止するため、ボランティアに対し、あらかじめ注意事項を伝えるものとする。また、ボランティアが注意事項を遵守しない場合は、活動を中止させることができる。

2 事業責任者は、ボランティア活動中の事故等に対応するため、活動内容によりボランティア保険に加入することができる。

3 前項の保険料は団体が負担する。

(ボランティアの健康診断)

第 9 条 事業責任者は、ボランティアの受け入れにあたって、ボランティアの検便による細菌検査結果や伝染疫病検査結果等の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第 10 条 事業責任者は、ボランティアの受け入れにあたって活動により知り得た参加者等の個人情報および団体の情報について、他に漏らさない旨の誓約書の提出を求めることができる。

(ボランティア受け入れ担当者)

第 11 条 事業責任者は、ボランティアに対して必要な協力を行い、団体との調整を行うために、団体事務局担当者が、この規程に基づく受け入れに関する事業責任者の任務を代行することができる。

(委 任)

第 12 条 この規程の施行について必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年(2021 年)3 月 1 日から施行する。